

上越市中高層建築物による電波障害防止に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築主と住民とが互いに協力してテレビ電波等の障害の発生を防止するとともに、電波障害に関する紛争を未然に防止し、もって住民が良好な電波を受信できるようにするために行う指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 看板等の附属工作物を含む高さが12メートル以上の建築物をいう。
- (2) 建築主 中高層建築物の建築主又は所有者をいう。
- (3) 受信者 中高層建築物により電波障害を受ける住民をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、中高層建築物の建設事業を行うときに適用する。

(原因者責任の原則)

第4条 電波障害が原因となる建築主は、自己の責任と負担において電波障害の防止対策を講じなければならない。

(電波障害予測区域の事前調査)

第5条 建築主は、中高層建築物の建築により電波障害の発生が予測される区域を、知識、経験及び技術的能力を有するものに委託等してあらかじめ調査し、できる限り客観的な方法で、電波障害の発生する範囲を把握しなければならない。

- 2 建築主は、前項の調査により把握した電波障害予測区域の受信者に対し電波障害の防止対策を示すとともに、受信者と積極的に協議しなければならない。

(電波障害防止対策書兼誓約書等の提出)

第6条 建築主は、中高層建築物の工事着手前に、電波障害防止対策書兼誓約書（別記様式）及び電波障害予測区域図を市長に提出するものとする。

- 2 前項の電波障害予測区域図は、中高層建築物について、一般社団法人日本CATV技術協会認定のCATV総合監理技術者、第1級CATV技術者又はCATVエキスパート（受信調査）の資格を有する者が作成したものとする。

(共同受信施設の設置)

第7条 建築主は、その中高層建築物による電波障害区域において共同受信施設が必要となる場合は、自己の責任において共同受信施設を設置しなければならない。

- 2 前項の規定により設置する共同受信施設は、テレビジョン放送等の再送信が可能なもの

で、かつ、おおむね10年程度の耐用年数が見込まれるものとする。

(費用の負担及び維持管理)

第8条 建築主は、原則として、共同受信施設及び共同受信施設から受信者各戸の保安器までの設備の設置に要する費用（受信者が家庭用アンテナの更改等テレビジョン放送の受信に通常必要とする経費に相当する額を除く。）を負担しなければならない。

2 建築主は、自ら共同受信施設の維持管理を行うことができないときは、その費用を負担して受信者により結成される組合等に当該施設の維持管理を委任することができる。

(受信者の協力義務)

第9条 受信者は、共同受信施設の設置、ケーブル類の通線、私有地内の電柱設置等について積極的に協力しなければならない。

(後住者の取扱い)

第10条 建築主は、共同受信施設を設置した後、新たに電波障害区域に家屋等を建築した住民（以下「後住者」という。）が当該施設の利用を希望する場合は、これを利用させなければならない。

2 前項の場合において、後住者は、引込線、保安器、屋内線等の付加施設及び幹線部分の増設に要する費用を負担しなければならない。

(中高層建築物の建築工事完了後の再調査及び報告)

第11条 建築主は、中高層建築物の工事完了後、速やかに当該中高層建築物の建築工事完了前における電波障害予測区域の範囲を再調査しなければならない。

2 前項の結果は、必要に応じ市長及び受信者に報告するものとする。

3 建築主は、再調査により電波障害を受ける区域を新たに発見した場合は直ちに、その区域についての電波障害防止対策を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の別記様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の別記様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年11月21日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の別記様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の別記様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

電波障害防止対策書兼誓約書

（宛先）上越市長

建 築 主 住 所
（所有者）
氏名

次のとおり中高層建築物の建築による電波障害の防止対策を届け出るとともに、誠意を持って電波障害の防止対策を講ずることを誓約します。

中高層建築物の概要	所在地	上越市		
	主要用途			
	敷地面積	m ²		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	構造		階数	
	最高高さ	m		
設計者	資格	級建築士（ ）		登録第 号
	住所			
	氏名	電話番号		
電波障害予測区域の調査者	資格	資格名称		
		登録番号	登録第	号
	住所			
	氏名	電話番号		
電波障害の防止対策	(具体的かつ詳細に記述すること。)			